

第9回「第6次出入国管理政策懇談会」 議事録

開催日時：平成26年5月12日（月）

午後2時59分から午後5時05分まで

於：三田共用会議所3階会議室

〔出席委員〕

木村座長，多賀谷座長代理，青山委員，勝野委員，川口委員，新谷委員，ノレーン委員，
中山委員，安富委員，吉川委員，吉村委員

〔入国管理局側出席者〕

榊原入国管理局長，杵淵官房審議官，菊池総務課長，石岡入国在留課長，山下警備課長，
石崎出入国管理情報官

1 開 会

○事務局 皆様，本日は，第6次出入国管理政策懇談会第9回会合にお集まりいただきましてありがとうございます。最初に，皆様のお手元に資料一式を配布しておりますので御確認ください。

1つ目が「議事次第」，2つ目が「配席図」，3つ目が「留学生の入国・在留の状況及び適正・円滑な受入れのための取組」，4つ目が「外国人留学生受入れの現状と取組」，5つ目が「厚生労働省で実施している外国人留学生に対する就職支援」，6つ目が「経済産業省の外国人留学生支援策について」，7つ目が「介護団体への質問及び回答」，8つ目が「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」になります。

資料に落丁・乱丁等あればお知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは，木村座長，御進行をよろしくお願いいたします。

○木村座長 少し時間前でございますが，出席予定の委員全員おそろいになりましたので，ただいまから第6次出入国管理政策懇談会第9回会合を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中，本会にお運びいただきまして，ありがとうございました。

まず初めに，本日の議題について御説明を申し上げます。

1つ目は，前回お約束いたしましたとおり，留学生の受入れについてであります。本日は，特に留学生の就職問題について御議論していただきたいと考えております。御承知のとおり，留学生の受入れにつきましては，第4次出入国管理基本計画におきまして留学生30万人計画の実現に向けて，留学生の適正・円滑な受入れを推進するということが決められております。また，平成25年6月14日に策定されました日本再興戦略におきましても，留学生30万人計画の実現を目指すということがうたわれております。これらを踏まえまして，政府の留学生受入れのための取組につきまして，関係省庁から御報告いただいた後に自由討議をお願いしたいと存じます。

2つ目が，外国人労働者の受入れについてであります。この件については前回少し時間が足りずに消化不良になっておりましたので，引き続き御議論をお願いしたいと存じます。御議論の前に入

国管理局から少し説明をしていただきたいと思いますと考えております。

2 留学生の受入れについて（留学生の就職問題を含む）

○木村座長 それでは、早速でございますが、1つ目の議題に入らせていただきます。

本日お越しいただいております各省庁の皆様を御紹介申し上げます。

文部科学省高等教育局・留学生課の渡辺課長です。

○文科省高等教育局（渡辺氏） 渡辺です。よろしくお願いいたします。

○木村座長 次に、厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課の堀井課長です。よろしくお願いいたします。

○厚労省職業安定局（堀井氏） 堀井でございます。よろしくお願いいたします。

○木村座長 最後に、経済産業省経済産業政策局産業人材政策室の奈須野参事官です。よろしくお願いいたします。

○経産省経済産業政策局（奈須野氏） よろしく申し上げます。

○木村座長 それでは、時間も限られておりますので、まず法務省から一番最初の資料、「留学生の入国在留の状況及び適正・円滑な受入れのための取組」という資料を使って説明をしていただきたいと思います。その後、各省庁からの説明をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○福原企画室長 それでは、法務省から、留学生の入国在留状況と留学生に関する出入国管理について説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページ目を御覧いただきたいと思います。

留学の在留資格に係る新規入国者数と、在留者数の過去5年間の推移を国籍別に示したものとなっております。既に御案内のとおり、平成22年に改正入管法が施行され、それまで大学や専門学校で教育を受ける方を留学、それから日本語学校で学習する方を就学というように在留資格を分けていたわけでございますが、これを留学の在留資格に統一をしております。

まず、フローに当たります入国者数につきましては、平成25年は約7万人となっております、震災前の水準を上回っている状況でございます。国籍・地域別では中国が約4割、ベトナムが約2割を占めております。ストックに当たる在留者数は約19万人でございます、国籍・地域別では中国が約6割を占めております。フロー、ストックの両方におきまして中国が近年減少する傾向にあり、これに対しベトナムが特に平成25年に急増している状況が見られるところでございます。

次に、資料2ページは過去20年の新規入国者数の推移になります。平成25年の実績は平成5年当時と比較して約2.4倍に増加しているところでございます。なお、過去に2度、前年から大幅に減少している時期がございますが、平成16年の減少は、平成15年頃に留学生による不法残留等が問題になっていたことに対応するため審査を厳格化したということの影響でございます。また、平成23年の減少は、東日本大震災の影響によるものと考えられるところでございます。

次に、資料の3ページを御覧いただきたいと思います。こちらは過去20年の在留者数の推移になります。平成25年末の留学の在留資格による在留者数は、平成5年当時と比較して約1.8倍に増加をしているところでございます。新規入国者と同様の事情で、これまでに2回、一時的に減少する状況がございましたけれども、平成25年には増加基調に戻っているところでございます。

次に、資料の4ページでございますけれども、これは不法残留者のうち、元の在留資格が留学又は就学の在留資格であった者の数の推移を示したものでございます。近年、不法残留者数全体が減

少しておりますけれども、留学生、就学生から不法残留する者の数も大幅に減少しております、平成25年1月1日現在の数値は平成5年当時から約10分の1となっているところでございます。なお、この間、不法残留者数全体では約5分の1に減少しておりますので、改善状況が際立っていると言えます。また、不法残留者数全体に占める割合として、平成5年当時が8.9%であったのに対し、平成15年は6.9%、平成25年は4.6%と、全体に占める割合自体も20年前からほぼ半減している状況でございます。

次に、資料の5ページでございますけれども、これは留学生から行われた就職目的の在留資格変更許可申請に係る処分件数の推移になってございます。平成24年の実績になりますけれども、これは平成5年当時と比較して約5倍に増加をしているところでございます。先ほど見ていただきました3ページのグラフで、同時期の平成5年から平成24年までの在留者数の増加が約1.7倍でございますので、在留者数の増加率を大幅に超えて国内での就職を目的とする在留資格変更申請を行う者が増加しているということが分かります。また、いわゆるリーマンショックによる就職難によりまして、平成21年及び平成22年に減少しているわけでございますけれども、その後、回復をしているところでございます。また、平成24年の実績を在留資格別に見ますと、人文知識・国際業務が最も多く、続く技術の在留資格と併せて、この2つで全体の約9割を占めている状況でございます。また、就職先の業種としましては、商業・貿易分野が約25%で最も多く、次いで教育分野、コンピューター関連分野と続いているところでございます。

6ページでございますけれども、これは留学生に係る在留管理に関する説明になります。平成24年7月から新しい在留管理制度が導入されております、留学生を含む中長期在留者は入国・在留のための許可に係る審査に加え、在留カードと届出制度により在留管理が行われる仕組みとなっております。留学生は卒業や進学などにより教育機関から離脱あるいは移籍等をした場合には、その事由が生じた日から14日以内に地方入国管理官署に対し届け出なければならないということになってございます。また、所属する教育機関も同様に、その事由が生じた日から14日以内に地方入国管理官署に届け出ることになります。これらの届出制度によりまして、在留中の事情変更を把握することが可能ということになっているわけでございます。なお、これらの届出は地方入国管理官署に出頭しなくとも、郵送やインターネットにより行うことが可能となっており、関係者の方々の負担軽減が図られているところでございます。

次に、資格外活動について説明をさせていただきます。留学の在留資格は就労が認められない資格であるため、留学生がアルバイトを行うためには資格外活動の許可を受ける必要がございます。

なお、資格外活動許可は、基本的には地方入国管理官署で行う手続でございますけれども、平成24年からは入国時に空港などにおいて上陸許可を受けた直後に資格外活動許可の申請を行い、許可を受けることができるようにして、申請の負担を軽減しているところでございます。

なお、資格外活動許可を受けることなく就労していた場合には、退去強制手続や罰則の対象になるわけでございます。

次に、在留資格の取消制度についてでございます。留学の在留資格に係る活動を継続して3か月以上行わない場合には、在留資格取消手続がとられることとなります。

次に、留学生の適正・円滑な受入れのための取組について、説明をさせていただきます。資料7ページ、8ページでございますけれども、時間の関係もございまして、ポイントのみ説明をさせていただきます。

まず、1の適正な受入れの促進についてでございますけれども、平成24年7月から届出制度が導入されているところでございます。

次に、2の審査の簡素化についてでございますけれども、現在、在留管理に問題のない大学等からの申請につきましては、申請書のみの提出で審査を行うなど、申請負担を軽減しているところでございます。

次に、3の在留期間につきまして、留学前後の手續に必要な期間を考慮いたしまして、4年3か月、3年3か月というような在留期間を設けているところでございます。

次に、4の資格外活動許可についてでございますけれども、現在1週28時間以内のアルバイトであれば包括的に許可することとしております。また、大学等で教育や研究の補助を行う場合には、資格外活動許可を不要としているところでございます。

それから、5でございますけれども、これは平成22年の改正入管法の施行に伴う留学と就学の在留資格の一本化について説明をしたところでございます。

最後の8ページでございますが、これは特に留学生の就職を促進する観点から行っている取組になります。

まず、1でございますが、これは学術分野で在留資格が分かれております技術と人文知識・国際業務の在留資格への該当性判断に関する取扱いについて説明をしており、大学での専攻と就職先の業務内容の関連性について柔軟に判断するという取扱いにさせていただいております。また、企業における人材活用により柔軟に対応する観点から、この2つの在留資格を一本化することを内容とする入管法一部改正法案を今国会に提出させていただいているところでございます。

次の2でございますけれども、これは専修学校の専門課程、いわゆる専門学校卒業生の就職に関するものでございます。従来、就労目的の在留資格を認められるための学歴要件は、大学や短大等の卒業とされておりましたけれども、これらの上陸基準を定めた省令の改正などによりまして、専門学校を卒業した場合も就労目的の在留資格が得られるようになってきているところでございます。

3でございますけれども、これは留学生の卒業後の就職支援としてとっている措置に関するものでございます。現在、卒業後の就職活動のために1年間の在留を認めるという取扱いを行っております。また、その間に内定を得た者が就職するまでの間についても在留を認めるという取扱いとしているところでございます。

4でございますが、これは審査の迅速化・簡素化に関するものでございます。現在、上場企業等に就職する場合には、申請書類を申請書のみとしたり、処理期間を2週間以内とする運用を行っております。関係者の負担軽減に努めているところでございます。

このように入国管理局におきましては、留学生の適正な入国・在留管理を維持しつつ、手続負担の軽減や就職活動等にも配慮した措置をとっているところでございます。

以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。

御質問等あるかと思いますが、以下、引き続きまして行います3省庁からのプレゼンテーションの後に、まとめてお願いをできればと思います。

それでは、引き続きまして文部科学省、渡辺課長、よろしく申し上げます。

○文科省高等教育局（渡辺氏） 文部科学省、学生留学生課長の渡辺です。それでは、お手元の資料に基づきまして現状、外国人留学生の受入れの体制、文科省の取組等について御説明させていただきます。

す。

まず、1ページ目をおめくりください。外国人留学生の受入れの状況について、先ほどの法務省の説明とは少し違ったデータが出ております。こちらのデータにつきましては、独立行政法人日本学生支援機構が各大学等に対して調査し、毎年、各年の5月1日現在に在籍をしている留学生の数を示したものでございます。このグラフではピンクのラインが留学生の総数になっておりまして、その上に2011年、12年、13年とブルーのラインがありますが、これは日本語教育機関における留学生数を足した数字となっております。先ほどの在留資格の関係の数字と少し違ってしておりますが、これは、各年5月1日現在での時点での在籍数であることから、このような数字となっております。

ただ、今後、留学生30万人計画の実現に向けて様々な取組を行っていく中で、各大学においても今後は、短期の受入れ、特に夏季休業期間における受入れも増えてくることが想定されますので、留学生数の調査の在り方について、現在検討を行っているところでございます。

このデータを見ていただきますと、先ほどの説明と大体似ているような傾向が示されておりまして、出身国地域別では中国が若干減少傾向にある一方で、ベトナムがここでも大分増えています。全体の数字としては、東日本大震災以降、若干減少傾向にあり、この傾向がまだ少し続いているという状況にありますが、今後、短期受入れや年度単位での受入れのデータを今後蓄積していく中で、全体としての数字についてまた違った傾向が見えてくるのではないかなと思っております。

2ページ目は、先ほどの数字を地域別に少し見やすく、地図上に落としたものであります。やはりアジアが大部分を占めているという傾向がございます。

3ページ目、4ページ目、それから5ページ目について、まず3ページ目は、これは2008年に決定しました「留学生30万人計画」の骨子の概要です。この当時から関係各省と連携をしながら、海外での日本留学へのいざない、それから実際の日本の入試等の改善、さらには最終的には大学を卒業した後の就職の支援と、こういったところまで連携して取り組んできているところであります。さらに、4ページ目、5ページ目にございますように、昨年6月に「第2期教育振興基本計画」及び「日本再興戦略」におきましても2020年を目指して現状の約14万人から30万人まで留学生を増やしていく、「留学生30万人計画」の実現について、閣議決定されました。

こういったことも踏まえまして、定期的に関係省庁が集まり、「留学生30万人計画」の実現に向けた具体的な方策等について、引き続き検討を進めているところでございます。

6ページ目は、文部科学省が現在行っております外国人留学生受入れのための取組について示しております。ここでは、STEP1、2、3ということで分けておりますが、まずは現地で優秀な外国人留学生を確保していく。こうした中で今年度から新たに留学コーディネーター配置事業を開始し、世界各地に3か所選定し、現地での優秀な留学生を確保し、日本への留学を促進するためのコーディネーターを配置していきたいと考えております。

後ほど、詳細について御説明させていただきますが、昨年12月に文部科学省において、留学生受入れの重点地域を設定しました。これまで、各国から留学生を受け入れる場合については、各大学がそれぞれの判断において、世界各地から留学生を受け入れてきたわけですが、文科省としても、政策的に今後どういった国、地域から重点的に留学生を受け入れるべきかについて検討した上で、黄色い枠に記載しております地域を選びました。

それから、日本における学習の支援等について、こちらは奨学金の充実等がありますが、加えまして、日本の大学の体制の整備として、平成26年度から新たにスーパーグローバル大学等事業を

開始しております。これは、現在公募を行っているところでありますが、国際化に向けた体制整備を進める大学を30件ほど選定し、重点的に支援を行ってまいりたいと考えております。

さらに、優秀な外国人留学生の就職支援等につきましては、これは我が省だけではなく、厚生労働省、経済産業省とも協力しながら対応していく予定であります。現状としては、各大学においても留学生担当の部局と就職支援担当の部局における学内の連携もまだ不十分であり、このため、今後対応を強化していきたいというふうに考えております。

次の7ページ目、8ページ目、それから9ページ目、10ページ目については、先ほど申し上げた点について少し詳細な資料として付けさせていただきます。

ポイントだけかいつまんで御説明させていただきますと、まず留学生の経済的な支援という観点では、国費外国人留学生制度や私費で日本にいらっしゃった留学生に対して奨学金を支給する文部科学省外国人留学生学習奨励費制度といったものがございます。また、これは双方向交流の学生への受入れ支援として、5,000人の短期の受入れというものがございます。

それから、外国政府が派遣する留学生の積極的な受入れという観点でも、ブラジル政府やオーストラリア政府からの奨学金支援等について、我が方としても積極的に協力しております。特に、オーストラリアは最近、新コロombo・プランという奨学金事業を開始しております。

それから、8ページ目でありますけれども、先ほど6ページでも触れましたが、外国人留学生の受入れ促進のため、平成26年度より、新しく留学コーディネーター配置事業を開始いたします。配置場所等についてはこれから選定してまいります。特にアフリカであるとかアジア、そういった地域に配置をしていきたいと考えております。加えて、留学フェアというのを開催国、地域としましては中国以下そこに示しておりますような国で、現在開催をしているところであります。

それから、留学生宿舎については、日本学生支援機構において、これまで全国に幾つか設けておりましたが、残念ながら事業仕分けの中で、こうした国及び独立行政法人が特定の宿舎を整備するというのではなく、もっと効果的な支援をするようにという御指摘を頂きました。そういった中で、日本学生支援機構が所有しております留学生宿舎については売却を進めておるところですが、幾つかの館については今後、より効果的な在り方も現在検討しているところであります。

加えまして、各地域における取組としましても、留学生交流を大学だけではなくて、その当該大学が所在する自治体まで含めました取組を行う地域として、留学生交流拠点の整備事業というものを現在進めております。

9ページ目については、受入れ促進のための全国の就職指導ガイダンス、これは学校関係者と企業関係者が集う場でありますけれども、もちろんこれは留学生だけではありませんが、大学においても日本人学生及び留学生と企業等の関係者との間のマッチングの場としてのガイダンスを年間1回、開催しております。

10ページ目でありますけれども、こちらはスーパーグローバル大学等事業ということで、これは留学生を受け入れる際の受け入れる器の支援・強化ということでもあります。右の方に図が、折れ線グラフがありますけれども、2008年頃から予算的にも随分、大学に対する大学の組織の国際化を支援するような経費を増やしてきております。特に今年度からはスーパーグローバル大学等事業ということで、30の大学を選定し、当該大学を中心に特に国際化について、重点的に支援をしていきたいと考えております。

最後に11ページになりますが、先ほども簡単に御説明しました留学生受入れの重点地域等につ

いてです。これは、本懇談会の座長でもある木村委員を主査として、文部科学省において設置した「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会」において、検討させていただいたものでありますが、優秀な留学生を受け入れるに際して、従来の教育研究の向上や国家間の友好関係の強化に加え、日本の更なる成長につながる戦略的な受入れを行うため、分野、それから地域について、重点的分野や地域を定めて対応すべきではないかということで、検討を行ったものであります。

こうした中で、特に今後、外国人留学生を受け入れる際に、分野としては工学、医療・医学、社会科学、特に法制度、農学の4つの分野に加え、9つの重点地域を設定しました。このような重点地域や重点分野の組合せにより、受け入れる際にも対応していく、特に国費外国人留学生等による受入れについては、この方針のもとで運用開始を始めたところであります。

もちろん、ある地域が重点地域に入っていれば4つの分野が全て対応するというのではなく、地域ごとにそれぞれ日本との関係が今後発展していく可能性がある分野があるとか、あるいは日本との関係で戦略的に資源も含めて対応していく必要がある地域とかも組み合わせながら、今後は留学生の受入れの際においても重点的な、戦略的に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

12ページ以降は、それぞれ参考資料として付けさせていただいております。先ほど紹介いたしました幾つかの事業について、より詳細なポイント資料を付けておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

私からの説明は以上です。

○木村座長 ありがとうございます。以上、文部科学省からの説明でございました。

続きまして、厚生労働省にお願いいたします。堀井課長、どうぞ。

○厚生労働省職業安定局（堀井氏） 厚生労働省の堀井でございます。それでは、私から厚生労働省提出資料ということで配らせていただいた資料に沿いまして、まず留学生の方の就職をめぐる現状と、それから現在、厚生労働省で取り組んでいる施策ということで順次、御紹介をしたいと思います。

まず、資料1ページをお開きいただきたいと思います。上に現状・課題と書いてあるところからでございますが、既に御説明がとおりになりましたが、留学生30万人計画、こういったものに基づいて戦略的に優秀な外国人留学生の獲得を目指しているという状況で、政府を挙げて進めておるところでございます。

そして、次にございますように留学生の数、こちらはストックで18万人ぐらいということになっております。ここで、我が国にいらしている留学生の方々ですが、多分いろんな思いを持っていると思います。日本でそのまま就職をしたいと思っただけの方、あるいは母国に帰られて日本で得た知識を活用したいと思っただけの方、いると思います。そういった中で、私どもとしては一体どれぐらいの留学生の方が日本で就職をしたいのかと、このあたりに興味がございます。

そして、その次の3つ目の丸で、この関連の資料の御紹介をしています。日本で就職を希望している留学生の割合が、こちらの調査では52.2%ということで、半分ぐらいの方が日本での就職を目指しているという調査があります。そして、厳密に同じ調査ではないのですが、進路が明らかになっている留学生の方がどういう進路を行ったかという調査がございまして、その調査によりまずと実際に就職した人が大体20.9%ということで、2割ぐらいにとどまっているという調査がございました。このようなことから、日本で就職したい方と実際に就職した方で一定の乖離もある

だろうと思っております、この差を埋めていく、そして優秀な留学生の方に日本で働いていただく、こういったことを我が省としては進めていきたいというふうに思っておるわけでございます。

そして、その4つ目の白い丸のところですが、各都道府県別の状況という観点で書かせていただいております。それで、各県見てみますと、企業の数ですとか大学の数、したがって留学生の数、全然違うということにはなるんですが、そうはしましても、見たところ東京が就職をした方の割合が非常に高くなっているのではないかなというふうな気がしております。これは資料では就職件数比率ということで書いてあるんですが、具体的には法務省の方で出されている、先ほども御説明がありました。在留資格変更許可件数、こういったもので見てみます。

一方で、留学生の方がいらしている大学は比較的いろいろな県にありまして、人数的にはいろいろな散らばりがあるんですが、留学生の方がいらしているその数の割合などから比較をしますと、例えばこの5つ目の丸に書いてありますような県では、やはり事業所数という問題もありますが、地元での就職比率などが低いのかなという印象があるところでございます。

具体的に資料には書いていないんですが、数字で御紹介しますと、2012年、平成24年で、東京では在留資格変更許可件数が5,254件と承知をしておりますが、大阪が970件ということになっておりまして、このような状況から今のようなお話をさせていただいたということです。

いずれにしましても、優秀な留学生の方をその地元で就職をしていただく、あるいはその方の能力を生かせるような違う地域に就職をしていただく、2パターンがあると思いますが、厚生労働省として関係省庁と連携をして取り組んでいきたいということで考えておるところでございます。

続きまして、1ページの真ん中以降で、留学生が実際就職を日本で活動するというに当たって、どのような問題・課題があるかということを紹介したいと思います。こちらは厚生労働省委託事業でやった調査で、先ほど文科省からもお話がありましたが、大学の留学生担当のセクションと学生の就職担当セクション、それぞれ持っておられる大学もあるのですが、こういう大学の担当セクションに対するアンケートあるいはヒアリング、そしてまた留学生御本人に対するアンケート、ヒアリング、こういったもので課題ということで出てきたもののエッセンスだけを紹介をさせていただいているのが、1ページの後段部分の資料です。

その結果からしますと、まず企業サイドについての課題ということで、大学あるいは留学生が考えていることが書いてあります。それは2つ書いてありますが、まず留学生を採用するに当たって、企業としては日本人を採用するのと同じような基準で採用していることに加えて、英語というふうにご覧に書いてありますが語学能力、こういったもののプラスアルファも期待をして、期待度が高いということをお印象として感じておられるという結果が1つありました。

それと、2つ目ですが、留学生の採用の経験が少ない企業が多いので、やはり留学生あるいは外国人ということで必要となってくる知識、具体的には就労ビザの面ですとか、あるいは配属についての配慮、理解、こういったところが足りない傾向があるのではないかと、このような御指摘があったようでございます。

次に、留学生サイドに目を転じてみますと、1つ目でございますが、そもそも日本の就職活動プロセスの理解が不足をしている。これは日本だと大体こういった時期から企業の情報を得て、そして企業を訪問したり、そしてこういう形で就職が決まっていくという、そういうプロセスがございます。ただ、留学生の方はそういった情報が十分に分からないということもあつたりして、日本人の学生が活動しているときにまだバイトをしていて動いていないとか、そういったことで遅れてき

てしまっているというふうな指摘がありました。

また、これは一部の学生かもしれませんが、やはり企業の情報が少ないということがあるのだと思います。したがって、中小企業でもいい企業がたくさんあるのに、そういう情報がないので、大企業志向があって、とかくそうなると就職活動の範囲も狭められてしまう、そういうことがあるという指摘がございました。

そして、次の2ページ目をお開きいただければと思います。大学サイドに目を転じてみますと、まず日本語教育という指摘が出てきました。やはり日本の企業に就職するに当たっては、もちろん仕事の内容にもよるんですが、やっぱり日本語が必要だという企業が多いようです。そこがなかなか追いついていないので、日本人と同じ条件で戦うというのは難しいということから、大学にいる間から、もうちょっと日本語をというところに着目してもらいたいという意見だと思います。

そして、次の丸が、これはもしかしたら大学ではなくて留学生本人のこともかもしれませんが、留学生の就職意識を高める必要性が大きいと。先ほどお話があったように、留学生支援のセクション、どうしても生活支援ですとか、そういったこと中心になる。就職支援というセクションは別だというふうな形になりましても、結局、留学生も日本人の学生と同じようで、自分がどういう仕事に向いているのか、あるいはどういう企業があるのかというふうなことを、かなり早い時期から教えてあげるとするのは非常に就職活動に役に立つ。しかしながら、そういう意識になかなか行かずに生活の部分だけが中心になっていたりしますと、どうしてもスロースターターの留学生が遅くなってしまおうと、そういう観点からの御指摘だと思います。

ここは本当に、エッセンスだけをそれぞれ企業、留学生、大学ということに着目をしてきましたが、こういうところも踏まえた上で、高度人材の卵ということで留学生の方の就職促進、これをどう進めていくかというのが課題というふうに改めて認識をしておるところでございます。

それでは、厚生労働省としてどういうことをやっているかということですが、2ページの下のところ、これはもうちょっと詳しく3ページに書いてございますので、3ページをお開きいただければと思います。

まず、厚生労働省は幾つか地方に、出先も含めて組織を持っています。まず外国人雇用サービスセンターということで、これは言わば外国人版ハローワーク。ハローワークについて御案内の委員の方々は多いと思いますが、公共職業安定所ということでお仕事を紹介をさせていただいたり、あるいはお仕事についての相談に乗っている、そういう組織です。そのハローワークの言わば外国人版ということで、通訳の方を手厚く配置をしたり、そういう組織を、東京、愛知、大阪にあります。そこを拠点ということで位置付けて、ハローワークが持っている情報、これは全国ネットでどこでも見られる、そういったものを活用して意識の啓発、あとはお仕事と求職者の方のマッチング・定着、こういったことでメニューを提供して実施をしております。これが大きい柱です。

特に今年度から新しい取組を始めました。それが2つ目の白い丸ですが、今年度から新卒応援のためのハローワーク、これは学生ですとか卒業したての方、こういった方々向けのハローワーク、これも全国に設置をしておりますが、こういった中に留学生コーナーを新たに設置しました。こういったところも活用して留学生の就職支援を強化しています。

その下の4つの箱、これは既に実施をしている取組の実績を書いておりますが、まず左上のIのところ、マッチングの状況に関するものです。こちらは求職者の方、相談件数、こういった数字を御紹介をさせていただきますので、お目通しいただければと思います。

そして、右側の箱です。これがⅡのところ、これは実際にお仕事を求めておられている方々のカウンセリングですとか意識啓発の状況ということで、外国人雇用サービスセンターで、そもそもその就職探しに当たってのガイダンス、こういったものの実施ですとか、具体的に企業の方との面接会、こういったことをやっています。その実績を紹介させていただいています。

そして、左下は留学生の方のインターンシップについての御紹介です。インターンシップは厚生労働省の組織だけではなくて、企業ですとか大学とも御協力をいただいてやっておる実績でございます。数は少のうございますが、取組として御紹介をさせていただいています。

そして、右下の箱、Ⅳですが、指針というものを今、厚生労働省で作成をしまして、これに基づいて企業の方にもいろいろと意識改革をお願いしているというところがあります。それで、字が小さくて恐縮なんですけど、指針についてはこの箱の一番下に注1ということで書いてありまして、雇用対策法という法律に基づきまして外国人雇用を進めるに当たっての注意すべきことを書いてある指針、これを作成しています。こういったことと併せて、留学生の方を採用するに当たっての注意事項とか、こういったことに気を付けると定着に結びつく、そういったことを周知させていただいておるということでございます。

それで、最後の4ページ、これは今年度から始めた新たな取組ということで、留学生コーナーを新卒応援ハローワークに設けていますというところの御紹介ですので、こちらもお手すきのときに御覧いただければと思いますが、最後に私の方から取組を進めるに当たっての注意事項というか、そういったことを簡単に御紹介をさせていただいて終わりたいと思います。

既に文科省からも法務省からお話がありましたが、やはり就職支援というのは厚生労働省だけではなくていろんな関係者の方の協力した取組が必要でございます。これは日本人の学生の就職でもそうなのですが、ハローワークという機関、そして実際、大学などで持っている知見、そして企業、そして実際に就職を探しておられる方々、さらには関係する機関、たくさんあります。例えば商工会議所などの経済団体、大きいところ、小さいところ、いろいろありますが、そういったところがみんな持っている情報を連携して、いかに効果的に取り組むかということがございます。国の役所でいいますと、文科省以外にも経済産業省、こういったところとの連携も大事で、いかにこういったところと連携を図って効果的、効率的に留学生の方の就職を進めていくかということが課題かなというふうに思っております、引き続きそういった観点からも関係各機関そして関係省庁に御協力を賜りながら進めていきたいと思っておりますのでございます。

私からは以上です。

○木村座長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、経済産業省からお願いいたします。奈須野参事官、お願いします。

○経産省経済産業政策局（奈須野氏） 経済産業省の奈須野でございます。私からは、経済産業省の外国人留学生支援策についてという紙に基づきまして、お話をさせていただきます。

めくっていただいて、1ページ目と書いてあるところなんですけれども、2007年度から2012年度にかけて日本に留学している外国人留学生の方に対して日本語を教えると、それからインターンシップということで企業の現場で働いてもらうということを通じて、日本企業に就職してもらおうというようなプロジェクトを実施いたしました。

(1) 高度専門留学生育成事業、こちらは日本の大学がアジアの大学に対してリクルートをかけて日本に来てもらうと、それから高度実践留学生育成事業、こちらは日本の大学に既にいる留学生

に対してリクルートをかける事業ということなんですけれども、(1)の高度専門留学生育成事業につきましては559人の留學生が対象になりまして、日本企業への就職率は90.9%ということでございます。それから、高度実践留学生育成事業、こちらにつきましては1,357人の留學生が対象になりまして、日本企業への就職率は70.7%という高い数字になっております。

しかしながら、残念ながらこの事業でございますけれども事業仕分けにおいて廃止判定を受けてしまいました。そこで、その次のページになりますけれども、2ページ目でございます。アジア人財資金構想で幾つかの知的資産、日本語教育のカリキュラムであるとか、あるいは日本企業とのネットワーク、こういったものが蓄積されたわけでございます。こういったものを承継して大学と民間企業の任意で一般社団法人留學生支援ネットワークというものを昨年10月に設立させていただきました。お手元に留學生支援ネットワークのパンフレットを配布させていただいていると思えますけれども、この中でアジア人財資金構想で培ったビジネス日本語などのカリキュラム、それから就職に関する情報、こういったものをオンラインで提供できるような仕組みを始めております。まだ始まったばかりなので、卒業生の数もまだおりませんし、また、加盟している大学の数もここに書いてあるとおり公立大学38校、私立大学11校ということでございますので、これから拡大していくというところでございます。

それと、もう一つ、3ページ目でございます。中小企業・小規模事業者海外人材対策事業として、昨年度2つの事業をしております。1つは1ポツ目にある人材確保・定着支援ということで、こちらは企業の出前講座とか、それから民間企業とのマッチング、それから就職した後の定着支援のための合同同期会みたいなものやっております。平成25年実績ですと参加企業数2,285、参加学生数1万485人というふうになっております。この成果ですけれども、今年の4月の就職状況を見ますと、中小企業に約500人の方が内定をとっております。

それから、2つ目が新卒者就職応援、留學生向けというところで、こちらはインターンシップでございます。中小企業にももっと目を向けてほしいということで、留學生の方に募集して中小企業で働いてもらう体験をしております。こちらが278件実績がございまして、こちらは25人の方が中小企業への内定をとっております。一般に、私どもでやっている中小企業向けインターンシップの中小企業への内定率が約4割くらいなんですけど、それに比べると25人ということですから1割ということですので、日本人に比べると内定率は低いという状況でございます。その原因として、1つは在留資格上の問題があるのではないかとということと、もう一つは優秀な学生はどうしても大企業の方にさらわれていってしまうという傾向があるのかなというふうに思っております。この点、引き続き分析していきたいと思っております。

同じような事業でございますけれども、4ページで平成26年度、今年度も同じような出前講座とか研修の事業を実施中でございます。インターンシップがどうなったのかということなんですけれども、また別途、お手元に5月9日の朝日新聞の広告を載せさせていただいておりますけれども、今年度は留學生に限らず、広く大学生それから大学の既卒者向けにインターンシップの機会の提供ということで事業を実施する予定でございます。これは今お手元にあるのは、そのための学生やインターンシップ先の事業の募集の広告でございます。こういった形で留學生のインターンシップ先の確保ということもやってまいりたいと思っております。

最後に5ページ目でございますけれども、留學生の就職に係る制度面の課題ということで、経済界としてはやはり優秀な学生については引き続き日本に残っていただいて、それを採用したいとい

う気持ちがあるわけでございますけれども、制度上それができない場合も幾つかあるということでございます。例えば専門学校の留学生、2.5万人程度いますけれども、留学した後で資格を取るというケースもあるわけですが、資格を取っても実は就労できないと。では、何のために留学しているんでしょうと、こういうこともあるということでございます。

それから、同じように各種学校の留学生、これは専門学校と似たようなケースが多いんですけども、この場合でも直ちには就労資格がないということでございます。同じように無認可校についても同様のことはございまして、せつかく留学が認められてそれなりの成績をとって卒業したということであれば日本国内における就労を可能にしていくということで、留学生の就職を円滑化していくという方法も今後検討していく必要があるのではないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。

以上、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省からプレゼンテーションを行っていただきました。全体としてはボリュームのあるプレゼンテーションでありましたので、時間的には難しいところもありますが、少し時間をとって御質問あるいは御意見等ございましたらいただきたいと思っております。どういう観点からでも結構ですので、お願いいたします。いかがでございますでしょうか。ございませんか。どうぞ、ノレーン委員。

○ノレーン委員 どうもありがとうございます。英語で話します、すみません、通訳をしてもらいます。

文部科学省と法務省、両方にかかわる質問をさせてください。質問の内容は留学生30万人計画のことです。

現在20万人足らずのところから30万人に今後6年間で増加をさせるという非常に野心的なプログラムで、予算もたくさんこのために使われているということが御説明で分かりました。

これだけの学生数の増加に伴って、ビザの発給の手続が非常に増えるかと思うのですが、これは法務省に関する質問かもしれないのですが、そのビザ発給のための人的なリソースに対する予算などの配分などはあるのでしょうか。

厚生労働省からの御説明に対するコメントですが、御提案のように今いる留学生が日本で仕事を探せることを容易にするような方策というのは重要だと思えました。

恐らく卒業生の多くが建設労働者になることはないと思われませんが、ただ、将来的に日本でマンパワーが必要になる分野が出てくるのではないかと思うので、厚生労働省の御提案はとても価値のある御提案だと思います。

そして、日本で就職を希望しているのが50%ぐらいで、実際に就職をされているのは20%という数字も御紹介いただきました。将来的にこうした学生に支援をしていけば、実際に就職を希望している学生にとって助けになるのではないかと思います。

ありがとうございます。

○木村座長 法務省、増員の件どうですか。ハンドリングでどのぐらいロードが増えますか。さほど仕事量が増えるとは思われませんが。

○福原企画室長 それでは法務省から、先ほどのノレーン委員からの御質問についてお答えをさせていただきます。と思っております。

入国管理局におきましては、現在いるスタッフの数で、できるだけ審査を迅速化するというところで、

様々な取組を行っているところでございます。例えば適正な在留管理を行っていただいている大学等からの申請につきましては、申請書だけで審査を行うというようなことで迅速化・簡素化を図っているところでございます。

また、スタッフの増員の件でございますけれども、現在の国の財政状況の中で、こういう目標があるのですぐ増員してほしいということで増員を図れる状況にはないと考えます。増員要求には、実際に数が増えているという過去の実績も必要となります。なお、今後明らかな増加が見えてくるというようなことになればまた状況は変わるかもしれませんが、できるだけ現員の入国審査官でやっていく工夫をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○ノレーン委員 補足的なコメントをさせていただきます。

これだけの多くの学生を受け入れるのに制度面の工夫が必要だということが分かりました。

したがって懇談会としても、このとても野心的な計画を実現するために、制度面の工夫であるとかルールの簡素化などの具体的な提案をしなければいけないのではないかと思います。

○木村座長 ありがとうございます。

どうぞ、吉村委員。

○吉村委員 吉村でございます。今回、各省庁の方からも御説明ありがとうございました。

私は大学の方で勤務しているという関係で、留学生の支援についても議論に参加することが大変多くございますけれども、やはり大学の側からしますと留学生を受け入れるという際には一番大きな問題は3つございます。奨学金と住居、そして就職支援の問題です。そしてそのいずれもが、例えば私の大学はやはり私学でございますので、私学が一大学として対応することは非常に難しいということでは分かっていたかと思えます。

例えば、政府の方が30万人留学生を受け入れるということで国費留学生の、言ってしまうとその奨学金を30万人分準備するというのであれば応募は恐らく殺到する、それこそ優秀な学生も含めて非常にとれると、そして、できればこちらにも分けていただきたいというのが正直なところでございますし、ただ、それではお金さえつけば何とかなるか。30万人来たという場合に受入れ状況というのは非常に難しい。これはもう恐らく担当の方、もしくはその関係する方もよくお分かりだと思いますが、その住居に関してもお金を払うと言っても、なかなか大家さんが外国人だからということで拒否をするという場合もございます。ですから、今日のような御紹介にあったような、例えば留学生に関係しての宿舍を建てる、もしくは大学とも協力しながら大家さんを開拓するというのを、もう少し組織的な形でできれば一番ありがたいかなと思います。

ですから、地方も含めて、もしくは東京も、いわゆる私のキャンパスに近い多摩キャンパスも含めて、そうした例えばアパートの借上げをして大学と一緒にそういうような開拓も少し上の方からも支援をしていただくと、下の方としても大変やりやすいというのは当然でございます。

それと、やはり3つ目の就職支援につきましては、一大学のレベルのところではそれなりに工夫もしたいし協力も、協力という言い方はおかしいですけども積極的に取り組んでいきたいというのはございますが、やはりそこは限界がございます。やはり企業の方が大学の方に求人を出すときには、留学生という形で出すことはほとんどございません。ですから、それでは大学側が留学生に対してもお願いしますという形で働きかけていくというのは、やはりコストパフォーマンスも悪いということになります。ですから、言ってしまうと厚労省の側やハローワークの方で、ある程度企業とも連携しながら取りまとめていただいて、大学と連携しながら、その窓口というものをお互いに開いていく

というのが一番あり得べきというか、リアルな姿ではないかというふうに思います。

ですから、企業の方にはもちろん経済産業省の方からも働きかけていただいて、いろいろといい留学生いますよという形でお声を掛けていただいて、そうした中でそのハローワークの専門部局の方に連携していただいて、そして大学の国際交流センター若しくはその就職部、キャリアセンターというふうに呼んでいる大学もございますが、そちらの方と連携しながらやっていくというのが一番リアルな形ではないかと思えます。

ですから、大学の側も、もちろん全面的に取り組みたいというのはございますけれども、やはり一大学で数十人、要するに何万人学生がいる中で数十人を一学部がどうするとか、要するに大学全体で数百人というのに対してどういうふうにするかというときのことを考えますと、是非お助けもいただきたい。その連携の形をどういうふうを考えていくかという点で、今日のネットワークの御紹介など具体的な形で、うちの大学ももちろんそういうところにも連携をしていると思えますけれども、ただ、それをではどういう形でやっていくのかというところでは、もっと全体で議論をしていく必要があるかなと思えます。

よろしく願いいたします。

○木村座長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

どうぞ、吉川委員。

○吉川委員 全く素朴な疑問なんですけれども、各省庁でいろんなプログラムをお作りいただいておりますけれども、これは各省庁で連携して日本政府全体としての何かプログラムのようなものができるんだらうかという疑問を持ったわけなんですけれども、私事にわたって恐縮ですけれども、私は若い頃フルブライトでアメリカ留学したことあるんですが、ああいう組織はもう奨学金から大学との連携から、余談になりますけれども何か音楽会のチケットまで配ってくれるような、何かそういう、あるいはホストファミリーのアレンジメントとかいろいろやってくれるので、1つのそのプログラムに乗っかっていくと留学全体がうまくいくというような、そういうシステムがあつて、今アメリカでどうなっているか分かりませんが、そういう留学生が本当に日本に来てよかった、日本という国はいい国だと思えるようなシステムを各省庁連携して作っていただければいいのではないかなと思うんですけれども、このあたりは実現不可能なんでしょうか。

○木村座長 どなたがお答えになりますか。明確には答えられないのではないかと思います。堀井課長何かありますか。今、御指摘の点についてはみんながそう思っているんだと思います。吉川委員がおっしゃったように、我が国はシステムを作るのがあまりうまくないので、経産省からも御説明ありましたように実にいろんなことをやっている。しかしシステムとしてまとまっていけない。まとまらないと言ってしまうとやや申し訳ないのですが。

私大学人としてオールドタイマーになってしまっていて現状は余りよく分からないのですが、もう一つ申し上げたいことがあります。それは留学生を就職させるための国としてのシステムがないという点です。各大学それぞれシステムをお持ちなのですが、情報交流がほとんどできていない。よく言われることですが、グッドプラクティスを集める必要があると思います。どこかの大学が非常にいいことをやっているということがあれば、そういうものを広げていくという努力は、やはり、文科省がしないといけないのではないかと思います。

恐らく文科省は、どこの大学がどういうシステムで留学生の就職を促進しているか殆ど捕捉されて

いないのではないかと思います。学生支援機構 JASSO の仕事かもしれませんが。その辺は渡辺課長、どうですか。以前から非常に気になっているのですが。

○文科省高等教育局（渡辺氏） 非常に的確な御指摘いただきました。吉村委員それから吉川委員から御指摘いただいた点について、まず私から答えられる範囲で回答いたします。

まず、吉川委員のおっしゃった各省がそれぞれの取組をやっている中で、その取組がばらばらではないか、ということですが、確かに我々としても今、経済産業省や厚生労働省とは、普段、様々な形で連絡を取り合っております。経済産業省とは、日本人の就職について、一緒に取り組んでおります。留学生の受入れについては、各省庁連絡会というのを設けておまして、その中で情報交換をやりながら、もちろん連携できるところについては具体的な形で連携できるようにしておりますが、就職に関しては、大学学内の問題もあり、私が冒頭申し上げましたように、留学生の担当の部局とそれから就職支援の担当部局というのが必ずしもまだ十分に連携できてはいないようなところもございます。ここも随分、最近、変わりつつあるんですけども、現状においては十分に対応できていないということなどもあるようです。特に、今回のスーパーグローバル大学等事業においても留学生の受入れ目標をしっかりと示すことになっておりますので、そういう中にも我々としてはきちんとした形で出口まで含めた対応というのを、特にトップを走るような大学については、やってもらえるように働きかけを詰めていきたいと思っております。

それから、留学生の宿舎等について、これについては現在、別途、文科省でも検討会を設置し、議論を行っております。もちろん留学生宿舎を建てられれば一番良いのですが、昨今の限られた財政の中でどういったことができるのか。現在、留学生が民間アパートを借りる場合の保証人については、公益財団法人日本国際教育支援協会が保証制度を設けていたり、大学の留学生センターのセンター長が保証人になったりしてはいますが、そのような面での保証支援でありますとか、あるいは数は少ないのですが独立行政法人日本学生支援機構において、家賃補助等も行っておりますが、より具体的に留学生を増やしていく上でどういった形の宿舎の支援が望ましいかということも含めて現在議論しております。来年度の概算要求には何らかの形で反映させていきたいというふうに考えているところであります。

○木村座長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○新谷委員 ありがとうございます。法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省のプレゼンをお伺いし、各省において留学生に関する取組を進められていると思えました。留学生 30 万人計画を掲げ、高度人材の卵としての留学生に我が国に定着をしていただき、我が国の経済社会の高度化や発展に力を添えていただくということは、非常に有意義な取組だというふうに思います。

その中で、最後の経済産業省の奈須野参事官から御説明いただいたペーパーの最後のペーパーは、今までの高度人材の卵としての留学生の受入れという説明と全く違う内容ではないかと感じました。具体的には「留学生の就職に係る制度面の課題」として、専門学校で留学生でもドッグトリマーやアパレル販売、エステティシャンが学校を卒業しても就労できない点や、各種学校や無認可校の留学生が就職できないという点が、課題として書かれています。ここに書かれている意図は、就職できないことが課題なので、こうした分野の留学生を就職できるようにせよというのが経産省の御意向なのかどうなのかということを確認させていただきたい。もしそれがそういう意図であるという

ことであれば、これは今までの留学生30万人計画とは性格の違う、いわゆる高度人材というカテゴリーから外れる提案がなされているのではないかと思います。こうした方々は、大学を中心とした高等教育機関に在籍する方と異なるカテゴリーの方々でありますので、この方々の就労をどうするかということというのは今までの説明の文脈とは違うと思います。この点につき、経産省の考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○木村座長 奈須野参事官、よろしくお願いします。

○経産省経済産業政策局（奈須野氏） 例えば、④を例に挙げましたけれども、国家資格がなくて現在では就労困難であるというものの中的のアパレル販売というものを挙げてみると、アパレルの顧客ニーズを捉えて商品企画をして、それを製品にしていくというようなことで、それなりに高度技能としての素質があるような人が含まれるのではないのかなというふうに思うわけです。

そういったことで、全てが全て高度技能とは申しませんが、中には日本の経済発展に発展し得るような人材がこの中に含まれるのではないかということで、見直しの余地があるのではないかということでございます。

○新谷委員 私が気になる点は、日本の若者の雇用との関係です。今、若者の就職状況は改善傾向にあるとは言いながらも、失業率は全年齢平均の倍ぐらい高い状況にあるわけです。特に高卒の方の就職状況は厳しい状況にあります。そうした中で、特に今のアパレル販売などの専門学校を卒業した④の留学生の方とか、各種学校や無認可校の留学生の方々は、日本の若者の就職分野と多分バッティングする可能性の高い層だと思います。そうした点からして、受け入れるべき留学生は、高度人材の卵であると捉えていかないと、論議は難しいのではないかと感じたところです。

以上です。

○木村座長 今御指摘の点は、国としても相当議論していかなければいけないことだと思います。田中直毅さんが座長を務められました高度人材の受入れに関する会議、あの時も意見として、介護福祉士が高度人材かという議論すら出ました。結局、高度人材って何だというはっきりした定義はできずに終わってしまいました。新谷委員御指摘のことは非常に重要な御指摘で、今後国として真剣に議論していかなければいけない。今まではこういう分野の人が足りないから入れようじゃないかという議論ですよね。

では、中山委員、どうぞ。

○中山委員 私は、新宿区における今の話にあったところの実情を、ちょっとお話しさせていただけたらと思います。今日お話しいただいたデータというのは、25年5月1日現在のデータでお話しされていましたが、今年26年5月1日と比べての中でも、新宿においては実は留学生が25年が9,635人で26年が1万1,517人ということで、20%強増えています。それで、区内に留学生を多く受け入れている早稲田大学は、25年5月1日現在のデータで3,900人くらいを受け入れている状況があり、そのほか新宿には専修学校が約70校、それから日本語学校が40校あるという中で、多くの留学生が暮らしている実態があります。

先ほど、留学生を増やしていくためには奨学金、住居、それから就職の支援をしていくことが大切との指摘があり、それはそのとおりだと思うんですが、新宿のように留学生が多くなっている中でどうなっているかということ、住居についてはもう十分、留学生だからというようなことで入居しにくいという状況は全くありません。留学生は新宿の不動産業にとっては大切な顧客になっていまして、十

分受け入れている。ですから、寮のようなものも必要であると思いますが、それは例えば早稲田大学は中野の警察学校跡地のところに、自分のところの学生と国際性を高めていくためのそういった交流できる寮を造っているというのはありますけれども、一般的にアパートを求めようとすればかなり求めることはたやすくなっていると思います。増えてくればそういう状況は出てくる実情にあります。

それから、3番目の就職ということですが、私どもも見ている限りでは、大学よりもいわゆる専門学校というか、専修学校各種学校協会等々は、いわゆる就職を良くすることによって、それで入学者を増やすことができるということで、自分でルートを開拓して、特にIT等々のところでは就職がいいということの一つの売りにしながら留学生を多くしていつている。それは区内に日本語学校もありますので、日本語学校の人たちに自分のところに今度日本語を学んだ後来ていただくと、こんなふうに日本で就職ができますよ、魅力的ですよというようなところでルートを開拓していつているんですね。ですから、そういったことを、そのニーズがどこにあるか、日本の企業にどういうニーズがあるのかということ、真のニーズがあればそういったことが可能なのではないかと考えています。

新宿区では、そういった学校等との実は区レベルでの連携をする取組を、新宿区専修学校各種学校協会との共催で日本語教育機関に働きかけて、留学生サポートセミナーというのを昨年やってみました。ここにはハローワークの東京外国人雇用サービスセンターの方に来ていただいて、就職に当たってのその留意点等を話していただいたり、それから実際に日本で就職をしている先輩、そういう人たちに来ていただいて、体験談を先輩留学生がこんなふうに自分は就職をした、今こんなふうだというような体験談を話したというようなことも取組を始めていますけれども、そういうそれぞれが本当に具体的に進めていくことで随分変わっていくのではないかなと感じています。

それから、先ほど新谷委員がおっしゃられたこととも少ししかかわるんですけれども、日本の専門学校に来て、資格は日本の資格を取ったんだけど、就労資格の方にはそれが合致しないので就職できないというのは、専門学校にとっても、それから留学生にとっても残念というところで、非常にこれは課題になっているんです。それで、高度人材が何かというところはあると思いますが、私などが現実を見てみますと、今日本の人口が減少して労働力人口も減少していくという中で、留学生は日本語も学んで、日本にもなじんで、日本の資格を取って、それで日本で就職をしたいという人であり、外国人の労働者にどう来てもらおうかということであれば、ある程度そういった留学生への対応について、この分野であればというようなことを積極的に議論してもいいのではないかなという感じを持っています。専門学校等も例えば、入学の勧誘にアジア等に出ていったときに、やはりその辺はネックになるというところはあるようです。

○木村座長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

どうぞ、安富委員。

○安富委員 法務省の方の在留管理との関係で、留学の在留資格の取消しはどのぐらいあるのか、数字が分かれば教えていただきたいのですが。

○福原企画室長 すみません、ちょっと今、用意をしていないところでございまして、次回までに用意をして先生方に共有させていただければと思います。

○木村座長 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

先ほど法務省の説明で、4ページに不法残留者数の推移というのがありますけれども、これで見ると、留学生のカテゴリーでの不法残留者というのは非常に少なくなっていますね。これにはいろんな

背景があると思いますが、教育機関が受入れに関してきちんとやるようになったことが大きな理由だと思います。7ページの留学生の適正・円滑な受入れのための入国管理局の取組というところで、1、適切な受入れの促進で一番下の丸、3つ目の丸の最下行に、24年の7月に「全ての教育機関に対して、留学生の在籍状況等の届出を求めることとした」とあります。これが非常に大きい。実は第5次の時にこういうふうな改革をやろうということで、事務局からドラフトを出したのですが、ある大学の先生で大学では責任は持てないと公言した人がいました。多賀谷副座長は激怒し、私もかっと来ました。そんなものは大学の責務で当たり前だと思っていたのですが、そういうことを公言された方がいました。やはりそれぞれの機関の担当者がきちんとやっていかないと全体としてはうまくいかないということだと思います。

留学生の就職の問題について先程発言しましたが、やはり文科省なりJASSOで一度、各大学がどういうふうな仕組みで留学生の就職をハンドリングしているのか調べていただく必要がありますね。一時は2万6千人のうち9,600人ぐらい就職できていました。率にすると33%位でした。それが最近ではずっと下がってしまいました。これはゆゆしき事態だと思います。30万人計画にとって非常に大きな障害になると思います。

どうぞ。多賀谷副座長。

○多賀谷座長代理 やっぱり今後、留学生が増えた場合に就職はどうかと。今、中山委員がおっしゃったように、専修学校なんていうのは就職活動は結構やっていて、大学の場合にも理系はそれなりに需要があるんですね。実際として国公立大学法人の大学が留学生を増やすのは人文社会系が実際には多いんですけども、そこは正直言うと就職支援というのは余り多分、日本人の学生に対しても余りやりませんので留学生についても、そこはだから、そこを増やすということは就職率が減るということですので、その点はちょっと問題かもしれません。確かにね。

○木村座長 その辺もレポートで指摘をして、それを是非きちんとやってもらいたいですね。

どうぞ、堀井課長。

○厚労省職業安定局（堀井氏） 今回の御指摘は本当にそのとおりだと思っていて、グッドプラクティスを増やしていくべきではないかと、いろいろな御指摘をいただきました。それで、私どもハローワークですとか外国人雇用サービスセンターで待っているだけではなくて、具体的に大学の方にもお伺いして、そういったところで伺った事例を横展開したり、あるいは大学とそれこそ企業とのつなぎというふうな形でやっていくということで、そういうお役にも立ちたいと思っていますので、また引き続きいろいろと御指摘をいただいて、文科省とはさらに連携を図ってやっていきたいと思っています。

○木村座長 戦略的な留学生受入れに関する有識者懇談会の座長を仰せつかりましたが、そのときにも中国大使でいらっしゃった宮本さんが、オールジャパンでやれ、オールジャパンでやれということは何回もおっしゃっていました。

それでは、どうぞ。

○中山委員 ちょっと質問ですけども、30万人と言っているときの30万人、たしか文科省が出している数字と、それから法務省が出している数字のベースが違いますよね。これは、この30万人というのはいわゆる日本語学校等を入れない高等教育というんですか、そこを30万人にするという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○木村座長 渡辺課長。

○文科省高等教育局（渡辺氏） データにつきましては、法務省のデータは在留資格「留学」として、歴年で見ています。我が方は5月1日というピンポイントでしか見ていないので、むしろ我々としては今後、例えば夏季期間中に短期留学される方もいらっしゃるのでは、そういった人たちの人数についてもきちんと把握できるようにし、さらに、短期の場合であれば在留資格「留学」を取得せずに大学に来られる方も多分、今後はいらっしゃると思います。ですから、在留資格「留学」のビザを取得し留学される方、それから各大学で短期受入れの方、そういった方々も全てきちんと把握をした上で、留学生としてカウントしていきたいと考えております。

○木村座長 御質問は、多分、日本語学校も入っているのかという御質問ですね。

○文科省高等教育局（渡辺氏） ええ、それも将来的に入れていくことにしたいと思っています。

○木村座長 この差は、大学によってきちんと捕捉している大学とそうでない大学があるためではないでしょうか。このデータは先ほど課長がおっしゃいましたが、大学からとったデータだと思います。こちらの方は入国時に取ったデータですから、そんなこと言うと文科省に叱られるかもしれませんが、多分、法務省のデータの方が正しいのだろうと私は思っています。

それから、短期の留学については、大学がきちんとしたデータを出していません。研究室ベースで短期のエクステンジをやっているようなところもあります。これが結構大きな数になっているという点と、先ほど課長が御指摘になりました5月1日の定点観測という点の二つの問題があります。これについては何とかしてもらわないといけないと思っています。

ありがとうございました。

3 外国人労働者の受入れについて

○木村座長 それでは、このテーマは以上といたしまして、次のテーマに移りたいと存じます。外国人労働者の受入れについてであります。

前回の第8回会合では、このテーマについて介護団体からのヒアリングを行っていただきましたが、質疑応答や意見交換の時間が十分とれませんでしたので、私の独断で質問のおありになる委員の方には書面で提出していただくことにしておりました。

委員の方から御質問を寄せていただいておりますので、事務局から御紹介いただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○福原企画室長 それでは、お手元に配布しております介護分野団体に対する質問と回答という資料に基づいて説明をさせていただきたいと思っております。時間の関係もございましてポイントだけ要約をして説明をさせていただきたいと思っております。

まず、ノレーン委員から質問を頂いております。前回の会合におきまして、介護人材の受入れを技能実習制度に含めることには反対であるという趣旨の発言がございましたが、仮に建設労働者等のように技能実習制度とは別の制度とした場合においても介護人材を受け入れるべきではないというふう考えるのかという趣旨の御質問でございます。

これに対しまして、全国社会福祉法人経営者協議会からの回答について紹介をさせていただきます。これにつきましては、外国人介護労働者の拡大については、優先順位として介護福祉士資格などの国家資格を専門的・技術的分野に位置付けること、次に、EPA枠の国家枠の拡大、受入れ人数の拡大などを行うべきであると。次に、その上で、技能実習制度に介護を加えるということなのであれば、現行制度のままで適用するというのではなくて、一定レベル以上の日本語能力、初任者研修程度の

研修を義務付けるなどの工夫が必要であると考えているという趣旨の回答を頂いているところでございます。

続きまして、2ページでございますけれども、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会からの回答でございますが、介護は日常生活を営むのに支障がある者に対し身体的、心理的、社会的支援を行うということでございまして、介護を必要とする者の身体に直接に触れ、日本語によるコミュニケーションが必要な業務で、心身の状況に応じた適時適切な判断による対応を行わなければ介護事故の発生や生命の危険にもかかわるので、専門的な知識と技能が求められるということでございます。したがって、日本語・日本文化を理解する教育を行った後、介護福祉士養成施設における体系的な教育の下で専門職としての知識と技術を習得した上で就労する必要があるということでございます。そのために、介護福祉士養成施設における教育を受け、介護福祉士資格取得を前提として専門的・技術的分野として受け入れるのであれば反対であるという回答を頂いているところでございます。

続きまして、公益社団法人日本介護福祉士会からの回答について御紹介させていただきますと、これはヒアリングの際に提出させていただいた資料1というものがあるわけでございますが、ここでの基本的な考え方を紹介させていただきますと、外国人が日本の介護現場で働くためには、十分な日本語でのコミュニケーション能力と介護の基本的な知識、技術、倫理が必要であると。なお、介護分野における人材確保対策については、まず日本人の介護職員の処遇改善、労働環境の整備、介護職員のキャリアパスの構築などを国、行政関係機関、関係団体、経営者などが協力して行い、国内での介護労働力確保を最優先すべきであると。このように日本において介護労働環境を十分に整え、介護福祉士の社会的評価の向上を行った上で、外国人が日本の介護を学び、日本で介護労働に従事したいと思うようになることが重要であるという資料を頂いておりますので、こういう考え方の中でということでございますが、技能実習とは別の名称、もしくは新たな制度として外国人を受け入れるというのであれば、現行のEPAでの受入れの仕組みと同程度の条件が必要になるということでございます。また、その際には日本の介護労働市場に悪影響を与えないように、一定の人数制限などを配慮することが必要であるという回答を頂いているところでございます。

続きまして3ページになりますが、吉村委員から質問を頂いております。

2つ質問を頂いておりますが、まず1番目でございますけれども、労働条件等の厳しさから、介護福祉士の資格を持っているにもかかわらず実際に働いていない方の人数は多いと思われ、また同じ理由で若者が資格取得を目指さない、もしくは諦める状況もあるかと懸念されるが、実際の人数について御教示願いたい。また、有資格者に関し、職場に戻ってもらうために必要な条件が何かについても御教示願いたいという御質問がございました。

これにつきまして、添付資料の資料1、2、それから3、4を頂いているところでございます。

まず、別添資料1を御覧いただきたいのですが、介護福祉士資格取得者が介護保険事業又は介護保険事業以外の事業に従事していない者、これにつきましては27.5万人ということでございまして、割合としては34%になっているということでございます。また、平成26年3月末日時点での介護福祉士登録者数が119.6万人ということでございますけれども、約40.7万人の方々が潜在的介護福祉士であるというふうに推計されるとの回答を頂いているところでございます。

また、潜在的介護福祉士の福祉介護分野への復帰意向についてでございますけれども、これについても資料を頂いておりますが、これは資料2でございます。これによりまして、条件が合えば働きたいという方の割合が最も高く、約半数以上が福祉介護分野への復帰意向を有しているということでござ

ざいます。

また、ホームヘルパーの2級研修などを修了されて介護現場で働いていない方につきまして、資料3の日本総研の調査結果でございますが、228.8万人となっております、そのうちすぐに介護の職場に就きたい、いつか就きたいと思っていられる方は約84万人となっているということでございます。

それから、有資格者を職場に戻す条件についてということでございますが、これは資料4でございますけれども、詳細については説明を省略させていただきますが、4ページの下から2行目のところから見ていただきたいと思います。有資格者に介護現場に戻ってきてもらう条件は、介護職員の就労に見合う賃金の改善、働きやすい労働環境の整備、特に女性が働き続けることができる環境整備、介護職員のキャリアパスの構築などを行い、介護を魅力ある職業として確立することが必要と考える、これらの実現が若い世代の就労意欲にもつながると考える、なお、介護事業者、運営者の運営が適切に行われることも必要と考えるという回答を頂いております。

それから、吉村委員から2番目に頂いている質問でございますけれども、日本介護福祉士養成施設協会からは、仮に外国人が日本で留学して日本の資格を取得すれば介護福祉士として働けるということであれば、しっかり教育をする準備はあるという発言がありましたけれども、公益社団法人日本介護福祉士会のお考えはどうかという質問を頂いております。

これに対しまして、公益社団法人日本介護福祉士会からの回答を御紹介させていただきますと、EPAの仕組みと同様に、その他の外国人においても日本の介護を学び、日本での介護福祉士の国家資格を取得した者については一定の質が担保されているということから、日本で働き続けることは問題ないと考えられるということでございます。介護福祉士の資格を取得するために日本の介護福祉士養成校などに留学し、一定の日本語能力を習得し、介護福祉士教育課程を修了するならば問題ないと考えますが、ただし、受入れについては、養成校側が日本語での授業が理解できるよう日本語教育のサポート並びに食事、住居など日本における生活面でのサポート体制の構築が必要であると考えられるという回答を頂いております。

最後になりますけれども、川口委員から質問を頂いております。

これは、事前の要件、日本語能力等でございますけれども、これを満たした技能実習生を4年間受け入れ、介護福祉士資格試験合格者には引き続き日本での就労を認める制度はインドネシア等とのEPAで実現されているところでございますが、これらには日本語教育等に公費が投入される一方で、受入れ枠が満たされていないと。新しい制度次第ではありますけれども、技能実習生としての受入れが認められても、日本語教育などで受入れ機関の負担が現行のEPA枠での受入れ以上に発生することも予想される中で、現行のEPA枠の活用ではなくて新たな制度として技能実習生としての受入れを提案される理由を御教示願いたいという質問でございました。

これにつきまして、公益社団法人全国老人福祉施設協議会からの回答を御紹介させていただきますと、EPAによる外国人介護人材の受入れは、あくまでも2国間の経済連携協定の一環として人の移動を実施するものでありまして、2国間の経済効果に寄与することが命題とされており、受入れ調整機関はJICWELSに限定され、受入れ施設の要件や候補者についても母国での看護資格保持者等、一定のハードルが課せられていると。この制度は協定上、介護福祉士資格取得を前提に、事前の日本語学習のほか、就業中の語学及び介護技術等の習得等について受入れ施設の支援体制が義務付けられており、したがってその名称も「介護福祉士候補者」と称し、高度な介護人材としての活動が期待さ

れていると。この目標の達成のためにJ I C W E L Sは受入れ施設での指導状況の確認のほか、各施設指導者に対する指導、候補者に対する介護福祉士受験研修等も実施していると。同制度は介護福祉士資格取得を目標としているため、日本語研修や学習支援等施設側の費用負担及び労力が非常に大きいということもあり受入れをためらう施設も多く、E P A枠に満たない現状であったということでございます。

これに対して、新たに創設する「介護技能実習」制度は、我が国の介護保険制度の持続と機能の担保を担う原動力としての人材育成を通じて、広くアジア諸国で進行する高齢化に向けた技能を移転することを目標とするものである。日本での介護技術の実践的習得が第一であり、国を限定して行うものではない。また、同制度は、介護福祉士資格取得は、一つの到達目標として掲げるものであり、資格を取得することが受入れ施設及び技能実習生に課されるものではない。同制度はあくまでも受入れ施設側の介護人材確保・育成と送り出し国の人材育成に寄与する自発的行為に基づくものであり、事前学習、渡航費用等は政府予算に頼ることなく各々がこれは負担するというものであると考えるということでございます。また、介護分野における外国人材の受入れについては、E P Aの枠にとどまることなくあらゆる可能性を持って検討していただき、日本で習得した介護技術等が将来、母国に伝えられることを期待するという回答を頂いております。

それから、最後に、全国社会福祉法人経営者協議会からの回答を紹介させていただきます。

技能実習制度の拡大や新たな制度を積極的に提案しているわけではないということでございます。優先順位としては、介護福祉士資格等の国家資格を専門的・技術的分野に位置付けること、次にE P A枠の国家枠の拡大、受入れ人数の拡大などを行うべきであると考えているということでございます。その上で、技能実習制度に介護を加えるということであれば、現行制度のまま適用すべきではなく、一定レベル以上の日本語能力及び初任者研修程度の研修を義務付ける等が必要であると考えているという回答を頂いております。

以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。

御意見もあろうかと思いますが、時間の関係もございますので、この議題については以上とさせていただきます。

引き続きまして、建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置について、杵渕大臣官房審議官から説明をお願いします。

少ししか時間を取れないと思いますが、御議論していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○杵渕法務省大臣官房審議官 審議官の杵渕でございます。

「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」に関しましては、前回の政策懇談会で事務局より簡単に概要を御説明したところではありますが、今回この場で改めて、この措置につき説明をさせていただきます。

まず、今回の緊急措置が取りまとめられた経緯について説明をいたします。

建設産業においては技能労働者の減少が続いており、震災の復興事業の更なる加速といったものがございまして、さらに昨年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催が決定され、その関連施設整備などに要する人材が更に枯渇するといったようなことが危惧される状況が出てまいりました。

この問題に対処するため、本年1月24日、内閣官房長官主催の建設分野における外国人材に係る

緊急措置を検討する閣僚会議が開催され、この会議におきまして、先ほど申しました建設需要に対応するため建設分野における外国人材の活用について、当面の時限的な緊急措置の決定を目指すことが確認されたところです。

その後、関係省庁における検討が行われ、本年4月4日、第2回の先ほどの閣僚会議が開かれまして、お手元の資料、「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」の内容のとおり実施していくということで関係閣僚が合意したところでございます。

また、同日行われました経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議におきまして安倍総理大臣より、オリンピックに向けた外国人建設技能者の活用については、本日の閣僚会議の決定に基づき新たな制度の具体化をお願いするといった指示があったところでございます。

このような形で、制度の大枠はこの配布いたしました資料のとおり確定しているところではございますが、現在関係省庁間で制度の詳細についての作り込みを行っている段階にあります。本政策懇談会での御議論も内容によっては反映できる部分もあろうかと思っておりますので、御意見等ございましたらよろしくお願いたします。

例えば、本件措置の対象となる外国人建設技能労働者に転職の自由を認めるべきとの御意見を頂いているところでもありますが、現在関係省庁において転職が可能な制度作りのための検討を進めているところです。

なお、本件措置に関しては、実質的には技能実習制度の拡充ではないかといったような指摘もなされるところでございますが、技能実習制度は開発途上国への技能の移転による人づくりへの協力を目的とするといったものである一方、今回の緊急措置は一時的に増大が見込まれる建設需要に的確に対応するための人材の確保を目的とする時限的な措置ということで、分けて考えてございます。

本件は、即戦力となり得る外国人材に限定するといった観点から、その対象を技能実習修了者としたため、技能実習修了直後の者に引き続き在留を認めたり、技能実習を修了して既に出国済みの者に再入国を認めるといった方法で必要な人材を確保するということになってございますが、技能実習制度自体を拡充する目的で特定活動ということでの入国在留を認めたということではなく、明らかに分けて考えたものでございます。

また、本件については時限的措置という性質上、帰国担保措置をとる必要があるということから、監理の仕組みとして技能実習制度を参考としたものになっており、この点がまた混同を招く要因にもなっているところではございますが、この監理の仕組みを活用するといったようなことを前提にしつつ、この技能実習制度の監理の仕組みそのものに対する批判があるということも踏まえまして、お手元の資料4ページ右下にございますが、「更なる監理強化策」といったものもとるようになっております。

具体的には、人材のあっせんを行う監理団体や受入れ企業を優良なものに限定すると。2番目に、国土交通省が建設業法に基づく受入れ企業の立ち入り検査や監督処分を実施すると。3番目に、元請企業が下請である受入れ企業に定期報告を求めるなどして、下請への指導を徹底すると。4番目に、関係者で構成される協議会を設置し、受入れ状況の把握や不正行為情報を関係機関で共有するといったようなことが取り入れられることになってございます。

法務省としましても今回、関係機関と連携しながら今回の緊急措置に問題が生じないよう適切に対応していく所存でございます。

以上です。

○木村座長 ありがとうございます。

時間も大分押してきましたが、いかがでございましょうか。ただいまの御説明に対しまして、何か御意見等ございますでしょうか。

どうぞ、吉川委員。

○吉川委員 簡単な質問なんですけれども、この制度の対象になる外国人労働者というのは、何人ぐらいあるんですか。

○杵渕法務省大臣官房審議官 これは推定ということで、前回は説明をさせていただいたと思いますけれども、まず第一に国内の人材で対応すると。それでどうしても足りない部分ということで外国人にお願いするということなんですけど、推定としましては約7万人程度ですね。

○福原企画室長 7万人の受入れが、これで恐らく可能になるだろうという理解でございます。

○杵渕法務省大臣官房審議官 シミュレーションを行った中で、どの程度可能かといったところで、過去に実習を終えて帰った人、それから今いる人、あとは時限的な部分がございますので、それで切っていくと全体としてその程度。ただ、その一時に限っていえば約1.5万人というような、全体の期間で7万人程度。それで、その一時的にということであると、今は約1.5万人技能実習生がいるんですが、最大限でその倍程度ではないかと言われております。

○吉川委員 確認ですけれども、今の7万人というのは、7万人必要だという意味ではなくて、現実その要件に該当する技能実習生ないしその技能実習生OBでしょうか、の数が7万人いるということでしょうか。

○杵渕法務省大臣官房審議官 そこは一応、私どもが聞いている範囲では、我々が直接その推定をしているわけではないので、頂いている資料ですけれども、必要なところに日本人をできるだけ雇用するというを進めていった中でも、7万人程度は全体としては不足するのではないかと、それはちょうど、この技能実習を修了した人を受け入れることで対応できるのではないかとというふうに推定されているところですが、まだ具体的な需給については今後、それは動いていくものですので、確定ではなくあくまでもシミュレーションの一つということでございます。

○木村座長 ほかにございますか。

どうぞ、ノレーン委員。

○ノレーン委員 数字について質問させてください。7万人を総数で受け入れるというお話なのですが、その中には今の技能実習制度を終えて日本に残られる方と、あと、既に技能実習制度を終えられて国に戻られた方で、また日本に戻ってこられる方がいるかと思えます。

この7万人を先ほど述べた以外の方々に、また、これまで技能実習の経験がない方で充当するということは考えられるでしょうか。もしその場合、彼らに対しては日本の建設の規則であるとか、そういったことを事前に教育する必要はあるのでしょうか。

○杵渕法務省大臣官房審議官 今回の質問ですけれども、これはあくまでも即戦力を必要とする人材ということで、既に日本での建設業を経験している人ということで技能実習修了生ということに限ってでございます。ですから7万人、一時的には1.5万人ということ想定しておりますけれども、それは過去そのような実習を終えた方々が来る、見込める中の最大値ということになるところで、それを超えて別の外国人をこのスキームで受け入れるということは考えてございません。

非常に建設現場は危険な部分もございますし、慣れも必要ですし日本語も必要だという、そういうこともございますので、そういったことを全体的に考えて特別に組み立てられたものでございます。

○ノレン委員 この枠組みの中では、技能のトレーニングみたいなことは行われたいということではないでしょうか。

○杵渕法務省大臣官房審議官 それは一回本国に帰って1年、2年経った方も帰ってきますので、最初慣れるために少しトレーニングというのか、慣れるようなことは必要になるとは思いますけれども、改めて技能実習制度的な計画的な教育をするということは念頭にございません。

○木村座長 ほかに。どうぞ、吉村委員。

○吉村委員 既にいろいろとこちら側の意見もお聞きになっていらっしゃる段階かと思えますけれども、やはり技能実習制度において大きな問題というのは、技能実習と言いながら実際には安い労働力として使って、労働者としてもきちんと保護されていない様々な問題が起こっているということが国際社会にも、いろいろ国連からも、アメリカの人身取引報告書などでも批判されているということによく御存じだと思います。

そういうことを考えたときに、今回、技能実習制度と違うというのはトレーニングが要らない。ということは、要するに逆に言うならば、技能実習制度における様々な問題点の、それこそその本質である労働者としてきちっと守られ、そして安い労働力として使い捨てされるというようなことではないんだというところが、やはりその4ページの方でのチェック機構というところで拝見したところでは、素人目だからということにすぎないかもしれませんが、優良な監理団体とか、更にここもチェックする、あそこもチェックするというのは、技能実習制度として労働者として使う、要するに現場で働いてもらうときどう保護するかということでも当たり前の話ですよ、団体をチェックするとか企業を優良なものにする。ですから、そういうところでいうと、要するにその技能実習制度では国土交通省等が直接にやるものではないというようなところが新しいのかなというのと、ちゃんとした形で今回は大丈夫なんだというような形でのところを、やはり気を付けてきちんと執行していただきたいというのが、個人的にもコメントとしてつけ加えさせていただきます。

○木村座長 そうですね、大事な点だと思いますね。

ほかに。どうぞ、新谷委員。

○新谷委員 吉村委員の御意見と同様の趣旨なのですけれども、建設分野については技能実習で既に受入れをしており賃金のデータ等は既にあるわけですね。その状況は、日本人の建設労働者、同じ年代の方々の賃金と比べると、やっぱり6割ぐらいの水準で12万5,000円程度の賃金しかもらっていないのです。この点が実はポイントだと思っていて、今回の措置は技能実習制度ではないという立てつけで制度設計されていますが、この点はきちっと、技能実習制度において法務省令で定められている「日本人と同等以上の報酬額を払う」という本来の姿を是非実現をしてほしいというのが一点です。

もう一つは、6ページの「国内人材確保の施策パッケージ」の中で、国交省の施策として、「公共工事設計労務費単価の引上げ」と書いてある。現在、労務費単価は上昇してきている状況にありますが、問題は②でも書いてあるように、建設業は重層下請構造であるため、途中でピンはねが起り、現場労働者が実際にもらっている賃金は労務単価の計算ほど上がっていないんです。建設労働者の賃金は、賃金基本構造基本統計調査によれば全産業平均の2割ぐらい低いのです。この点を本当に改善をしていかないと、安い労働力としての外国人が入ってきたときに、日本人の処遇改善が止まってしまう可能性があるのです。是非御留意をしていただきたいと思います。

以上です。

○木村座長 是非その辺は気を付けるように、こちらからの意見として厳しく出していただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

○安富委員 幾つかあるんですけども、最後の参考というところに注書きがあって、入国管理当局が、途中飛ばしますが、外国人の在留管理の監督等を実施すると、こういうふうにも多分、入管的にはあるんでしょう。これは具体的に言うと、何を監督するというイメージなんでしょうか。

○福原企画室長 注書きのところでございますが、入国管理当局は当然、在留管理を行うということになってございまして、これは外国人の出入国管理をこれまでどおり行うということで、例えば失踪し、不法残留として残っていったということがあれば、これはこれまでどおり退去強制手続をきちんとやっていくということでございます。

また、入国在留管理として、適正な在留管理が行われていないようなところで受入れが行われていたというようなことが明らかになれば、これは基本的には1年ごとに在留期間の更新をやるというふうを考えておりますので、審査が必ず入ってくるということでございます。

企業等の監督と書いてございますのは、後ろの方に労働基準当局というところがございまして、こういったところも含めて今度は受入れ企業等の監督が行われるという趣旨でございます。

○安富委員 よろしいですか。この受入れの資格、在留資格は特定活動ですよ。

○福原企画室長 はい。

○安富委員 特定活動での入国の際の資格審査を適切に行うということと、その後1年ごとの特定活動かどうかのチェックをする。それは在留カードを出しているの所以在留カードとの関係で、そのところを見ていくと。

○福原企画室長 当然、これは一般の外国人の在留審査と同じでございましてけれども、在留状況がどうだったのかということきちんと把握をしまして、問題がなければ在留期間更新をしていくということになるわけでございます。

例えば、どこかに行ってしまうとガソリンスタンドで働いているというようなことであれば、これは当然、資格外活動ということになりますので、仮に在留期間内であっても、そういうときには当然ながら退去強制手続などをとっていくということになるわけでございます。

○安富委員 それを、そうすると、建設分野における外国人で技能実習を修了されて入って来られた方については、より厳格に見ていくということですか。

○福原企画室長 今回のこの緊急措置ということで外国人の方がたくさんいらっしゃるようになるわけでございますけれども、この制度自体、適正に運用するために我々としてもできるだけの協力をしていくという趣旨でここに書かせていただいているものでございます。

これは、現行制度の下のところにも書かれているところでございます。恐らくこの図を見たときに入管とか労基署はどうなっているんだろうかという疑問があるので、こういう形で書いてあるものでございます。

○安富委員 上記に加えとあるものですから、何か特別な措置をとられるのかというふうにも見えたんですけども、そういう趣旨ではないという理解でいいですか。

○福原企画室長 これまでも厳格にさせていただいているところでございますので、今後も引き続きという趣旨でございます。

○安富委員 分かりました。ありがとうございました。

○**杵渕法務省大臣官房審議官** よろしいですか。より厳しくするというようなことはなくて、今までどおりということなのですが、加えまして人身取引のような話が先ほど出てきていますけれどもそういった部分について、もしそのような事例が出てくれば、それに対して保護するというので、例えば在留資格を別な形で与えるとか、そういった形でいろんな具体的な対応についてこれからまだ詰めないといけないところはありますけれども、保護の部分も入っているということで御理解いただければと思います。

○**木村座長** ノレーン委員，どうぞ。

○**ノレーン委員** 新谷委員からの御発言の中で、既に建設のための労働者が日本で働いておられると伺いましたが、今の現行の仕組みでは彼らの在留資格は特定活動となるのでしょうか、それとも、それ以外の在留資格になるのでしょうか。

○**杵渕法務省大臣官房審議官** 基本的には、在留資格として建設労働者というのは、労働者というんですか、実習生として技能実習生はおりますけれども、そのほかについては特定の活動に着目したものというよりは、永住者とか定住者とか地位に着目した形での外国人が大半だと思います。

○**ノレーン委員** 今回の緊急措置で、技能実習制度とは別に建設をされる方を確保するという、その趣旨を教えてください。

○**杵渕法務省大臣官房審議官** 技能実習生は基本的に3年ということで区切って、国に帰って国のために働いてもらうということになっておりまして、3年を過ぎた後は在留を認めてごさいません。ですので、今回のようにどうしても緊急的に必要な人材として働いていただくという場合には、特別な仕組みを設ける必要がございます。

あと、移民的な話を念頭に置かれているのかもしれませんが、基本的に専門的・技術的分野と認定されないような部分については、まだ日本の場合は門戸を開いていないと、それは国民的コンセンサスが必要だということになってございます。

○**ノレーン委員** 余り納得しないのですが、この懇談会の趣旨からいけば、制度を現状に、今求められていることに合うように変更していったり調整していったりするというのが、この懇談会の考え得るミッションの一つではないかと思えます。

○**杵渕法務省大臣官房審議官** その点については、この会議の前にも分科会がございまして、多賀谷分科会長の下で今、技能実習制度をどうするかというのは議論をして、また本会議に上げてくるという予定になってございます。

今回の話は、先ほど来申し上げていますように緊急性、それからいろんな意味で早く動く必要があるといったものがあるので、特別に時限的に実施をすると、非常に例外的なものでございまして、制度一般については今ゆっくりということではないですけれども、議論をいただいているところでございます。

○**木村座長** ありがとうございます。

今日は非常に大きなテーマを2つ出ささせていただきましたので、議論の時間が十分取れず申し訳ありませんでした。時間になりましたので、これで本日の協議を終了したいと思います。

なお、外国人労働者の受入れにつきましては、本日の意見も含め様々な御意見があろうかと思えます。今後もこの懇談会で議論して、最終的には報告書にまとめていかなければいけません。これまで本懇談会で出された意見をその前に整理していく必要がございます。これについては事務局に少し汗をかいていただいてペーパーを準備していただき、皆様に少したたいていただくということにした

いと思います。よろしく申し上げます。

それでは、事務局から次回の日程等につきまして、説明をお願いします。

4 今後の予定等について

○福原企画室長 ただいま座長からお話のありました、外国人労働者の受入れに関する意見の整理につきましては、今後、事務局において、これまで本懇談会で出された意見を整理したペーパーを作成し、完成次第、委員の皆様にもメールでお配りする予定でございます。今後、報告書の取りまとめに向けた議論を行っていく際の参考にしていただこうと考えております。

次に、次回の第10回会合は、技能実習制度の見直しにつきまして、外国人受入れ制度検討分科会での議論の中間的な取りまとめについて御議論をいただくこととしており、6月中旬の開催を予定しております。現在、事務局から日程調整の御連絡をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○木村座長 ということでございます。よろしくお願いいたします。

5 閉 会

○木村座長 今日は少し時間を超過してしまいました。申し訳ございませんでした。次回またよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

—了—